

社会福祉法人桃源堂福祉会役員等の報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桃源堂福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事で施設管理者としての身分を有する者に対しては、役員等の報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間70万円以内とする。

- 2 法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 役員等の報酬額は別表のとおりとする。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のため旅行をしたときは、その旅行について、社会福祉法人桃源堂

福社会職員旅費規程に基づき計算した旅費相当額を費用弁償として支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 年額及び月額報酬は、就任した日の属する月から退任した日の属する月まで支給する。

2 年額報酬を受ける役員が、年度中途において就任し、又は退任したときは、月割額によるものとする。

3 年額又は月額報酬を受ける役員が、退任した日の属する月に再び同種の職に就任したときは、その月分（年額報酬を受ける役員にあっては、月割額のその月分）の報酬は、重複して支給しない。

4 年額報酬は2分し、前6月分を4月及び10月に、月額報酬は、その月分を翌月に、日額報酬は、日数に応じて臨時に、費用弁償は旅行の都度臨時に、それぞれ現金支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(雑則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定める。

別表（第4条関係）

区 分	報 酬 額
理事長	月額 50,000 円
理事	日額 5,000 円
監事	年額 100,000 円
評議員	日額 5,000 円

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、定時評議員会の決議の日から施行する。
（社会福祉法人桃源堂福社会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の廃止）
- 2 社会福祉法人桃源堂福社会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和60年7月1日施行、平成23年4月1日改正）は廃止する。